

平成 28 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- 輸入差止件数は、26,034 件（前年比 11.1%減）で、10 年連続で 2 万件を超え、また、5 年連続で 2.5 万件を超え、引き続き高水準でした。
- 輸入差止点数は、622,665 点（前年比 9.7%減）でした。
- 1 日平均で、71 件、1,700 点以上の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになります。
- 輸入差止価額は、推計で約 114 億円に上ります。

（注 1）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

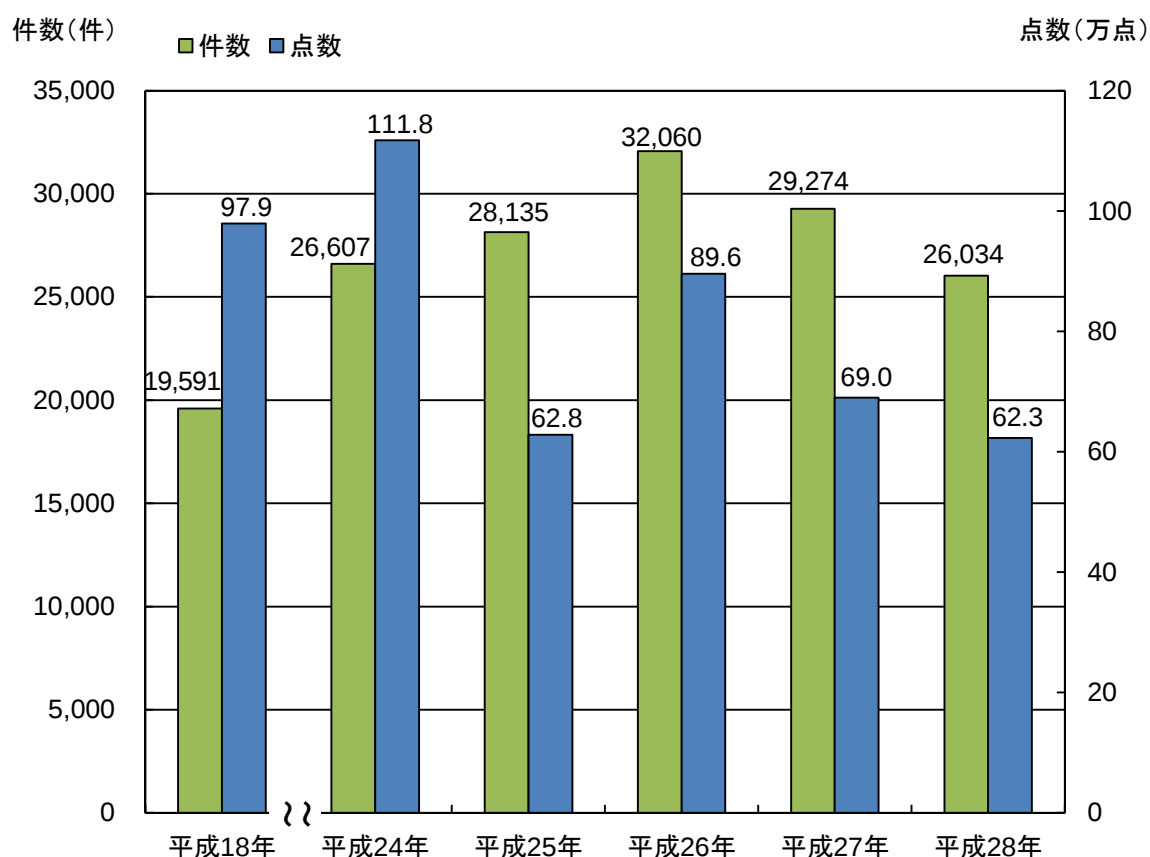
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1 件の輸入申告又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

（注 2）「輸入差止価額」は、正規品であった場合の推計価額です。

（注 3）改正行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、知的財産侵害物品であるとの認定に対し、輸入者等が不服申立てをできる期間が 2 か月から 3 か月に延長されたことに伴い、差止件数及び差止点数として計上する時期もその分後ずれしています。

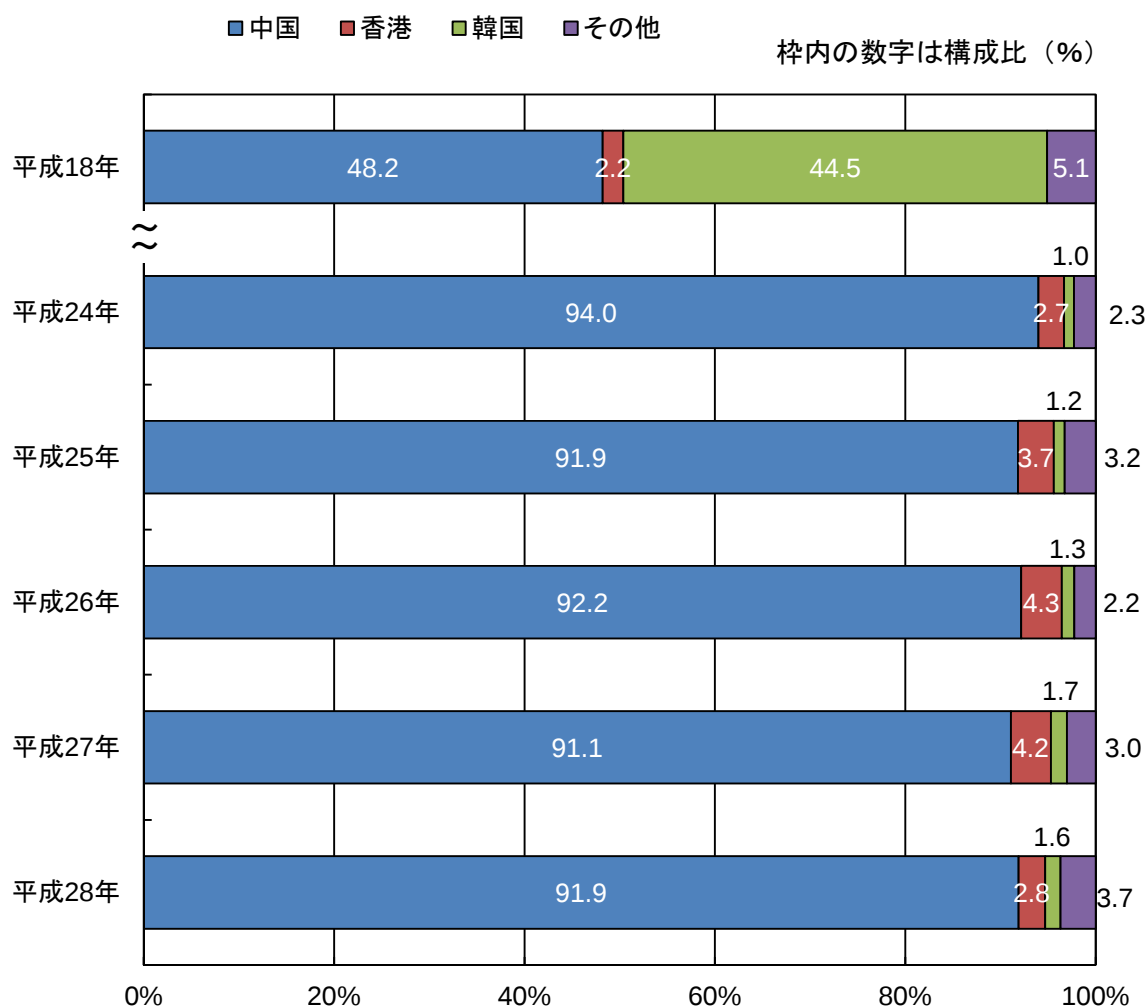
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



○ 仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが23,916件（構成比91.9%、前年比10.3%減）で、引き続き高水準にあります。次いで香港が717件（同2.8%、同41.6%減）、韓国が427件（同1.6%、同13.6%減）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが373,735点（構成比60.0%、前年比29.2%減）、次いで、香港が159,575点（同25.6%、同279.6%増）、韓国が53,505点（同8.6%、同38.7%減）でした。
- 件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっています。

仕出国（地域）別（中国・香港・韓国・その他）輸入差止件数構成比の推移

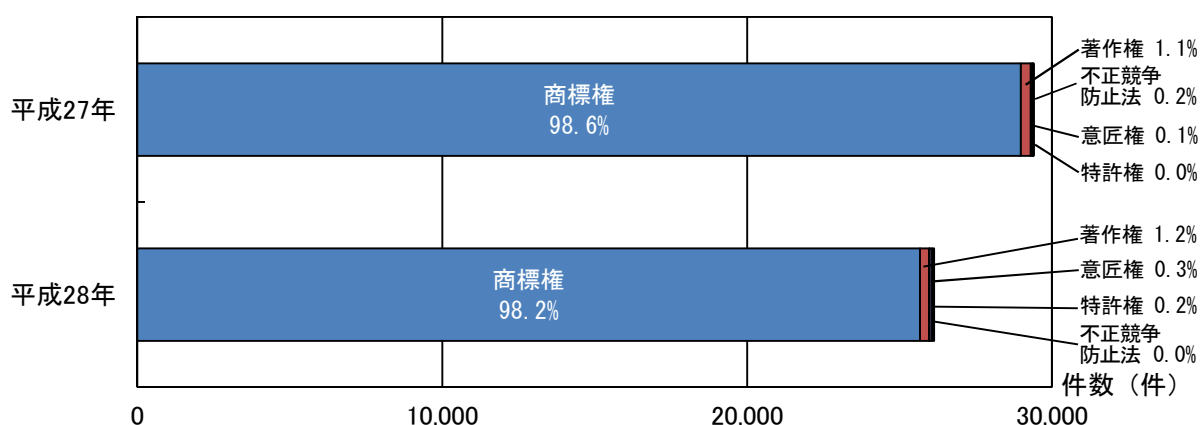


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

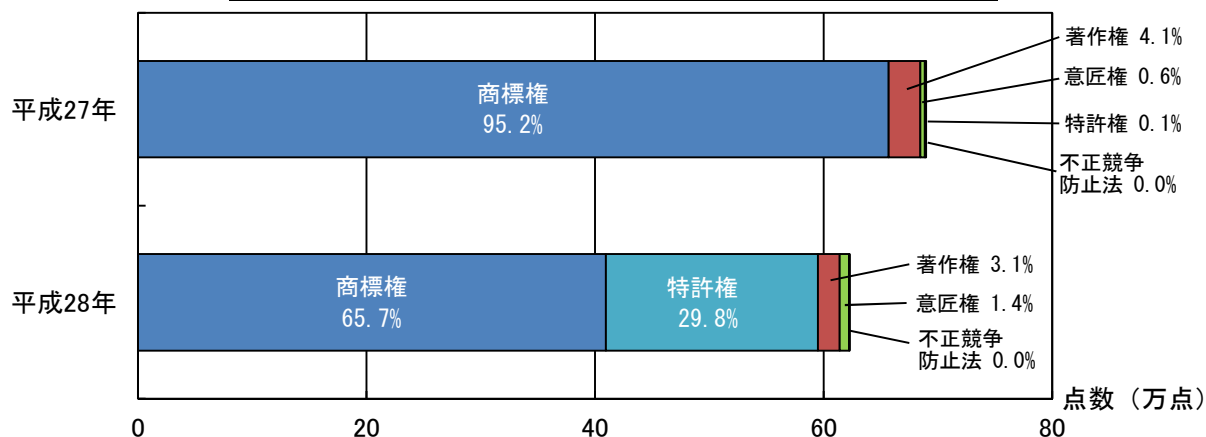
○ 知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 25,666 件（構成比 98.2%、前年比 11.4%減）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が 312 件（同 1.2%、同 3.4%減）でした。
- 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が 409,279 点（構成比 65.7%、前年比 37.7%減）で大半を占める傾向は変わらないものの、プリンタ用インクカートリッジなどの特許権侵害物品が 185,781 点（同 29.8%、同 19,833.6%増）となり、大幅に増加しました。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



（注 1）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

（注 2）各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」（著作権法で保護）

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの

- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

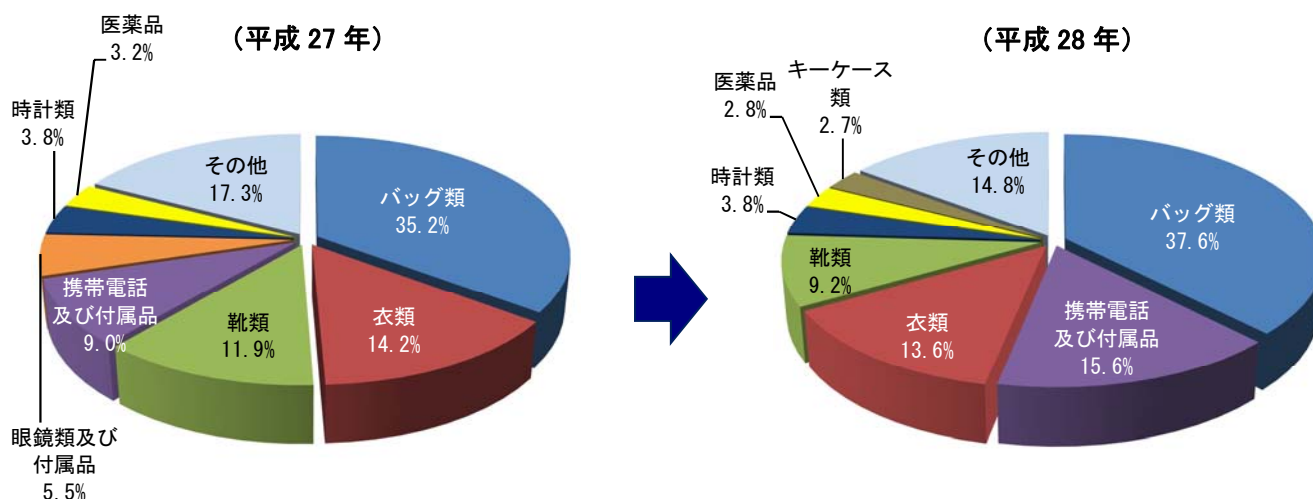
（例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置）

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

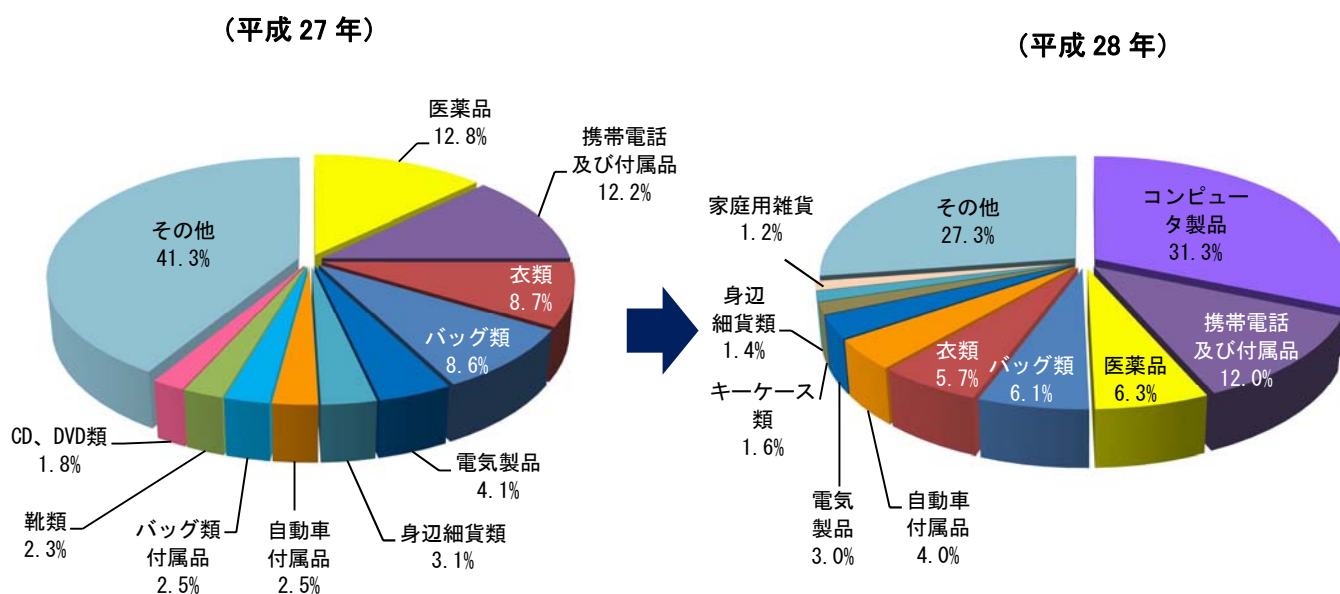
○ 品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が 10,727 件（構成比 37.6%、前年比 6.4%減）と最も多く、次いでスマートフォンケースなどの携帯電話及び付属品が 4,466 件（同 15.6%、同 52.1%増）、衣類が 3,873 件（同 13.6%、同 16.0%減）でした。
- 輸入差止点数は、プリンタ用インクカートリッジなどのコンピュータ製品が 195,152 点（構成比 31.3%、前年比 1775.2%増）、次いでスマートフォンケースなどの携帯電話及び付属品が 74,783 点（同 12.0%、同 10.9%減）、医薬品が 39,021 点（同 6.3%、同 55.9%減）でした。
- コンピュータ製品（前年比件数 8.2%増、点数 1,775.2%増）、自動車付属品（同 30.3%増、同 44.2%増）が件数、点数ともに増加しました。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）

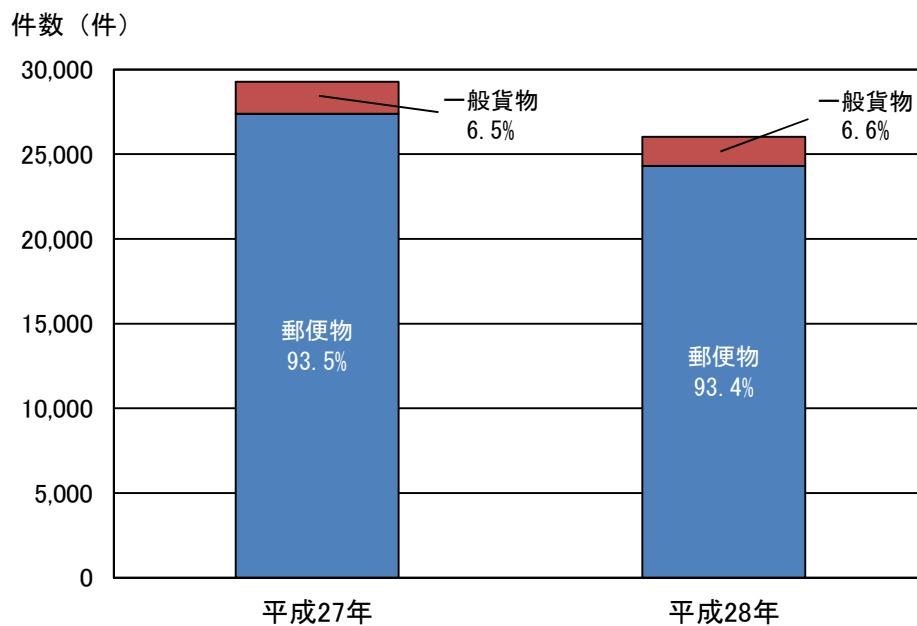


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

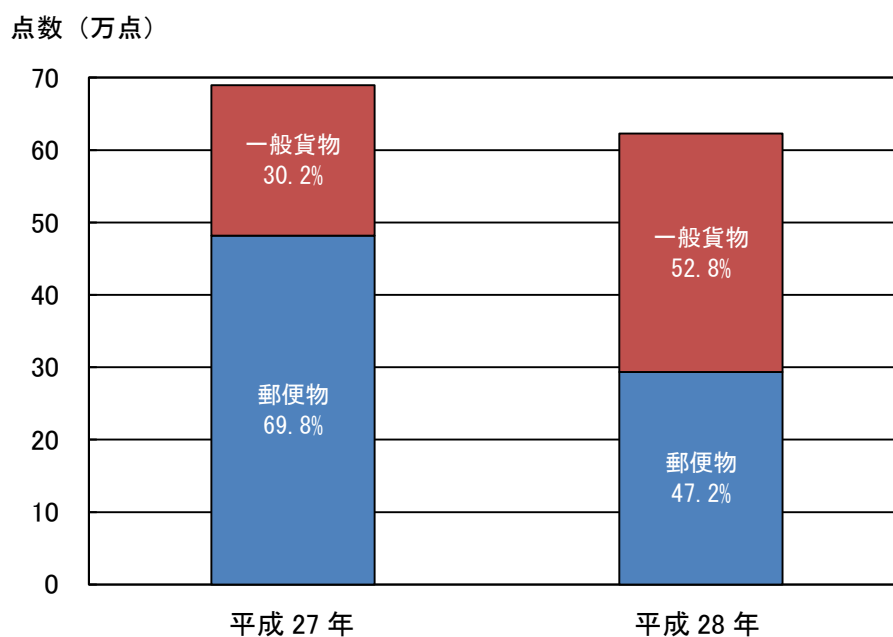
○ 輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が大半を占めており、郵便物が 24,305 件（構成比 93.4%、前年比 11.2%減）、一般貨物が 1,729 件（同 6.6%、同 8.8%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 293,664 点（構成比 47.2%、前年比 39.0%減）、一般貨物が 329,001 点（同 52.8%、同 58.1%増）で、一般貨物の占める割合が郵便物の占める割合を上回りました。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例

◆輸入差止めが多い物品

インクカートリッジ、スマートフォンケース、医薬品等が、差止品目の上位を占めています。

インクカートリッジ（特許権）



スマートフォンケース（著作権）



医薬品（商標権）



リュックサック（商標権）



Tシャツ（商標権）



自動車用滑り止めシート（商標権）



スマートフォン等用充電器（著作権）



キーケース（商標権）



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

◆平成 28 年に差し止めが増加した物品

コンピュータ製品、自動車付属品等の差し止めが増加しました。

コンピュータ用ソフト（商標権）



タブレット端末用ケース（商標権）



エアバルブキャップ（商標権）



自動車用フロアマット（意匠権）



コースター（商標権）



化粧用ブラシ（商標権）



椅子（商標権）



バーベキューコンロ（意匠権）



税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

これらの侵害物品の使用は、消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

医薬品（商標権）



ブレーキキャリパーカバー（商標権）



送風機（意匠権）



バッテリー（商標権）



美顔器（商標権）



美容用ローラー（意匠権）



トレーニング機器（商標権）



サングラス（商標権）



告発事例

事例１ 商標権を侵害する自動車付属品の密輸入事犯を告発。

平成 28 年 1 月、東京税関は、香港から商標権を侵害する自動車用エンブレム等の自動車付属品 90 点を密輸入しようとした日本人男性等を関税法違反で告発しました。



事例２ 商標権を侵害するバッグ、グラス等の密輸入事犯を告発。

平成 28 年 4 月、函館税関は、香港から商標権を侵害するバッグ、グラス等計 2,240 点を密輸入しようとした日本人女性等を関税法違反で告発しました。



事例3 商標権を侵害する帽子及び衣類の密輸入事犯を告発。

平成28年7月、東京税関は、中国から商標権を侵害する帽子及び衣類計337点を密輸入しようとしたナイジェリア人男性等を関税法違反で告発しました。



事例4 商標権を侵害するバッグ、財布等の密輸入事犯を告発。

平成28年8月、東京税関は、中国から商標権を侵害するバッグ、財布等計117点を密輸入しようとした日本人男性等を関税法違反で告発しました。



事例5 商標権を侵害する腕時計の密輸入事犯を告発。

平成28年11月、神戸税関は、香港から商標権を侵害する腕時計3点を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発しました。



差止回避工作事例

税関による差止めを回避するためと思われる工作を施した事例も見受けられます。

事例 1 自動車用鍵の商標部分をシールで覆い、偽装していた事例。



(自動車用鍵全景)



(貼り付けられていたシール)



(シールを剥がしたところ)



(同様の手口による商標権侵害物品)

事例2 商標権を侵害する ED 治療薬の錠剤のみを輸入しようとした事例のほか、包装容器、ラベルシール、説明書のみを輸入しようとした事例も見受けられます。

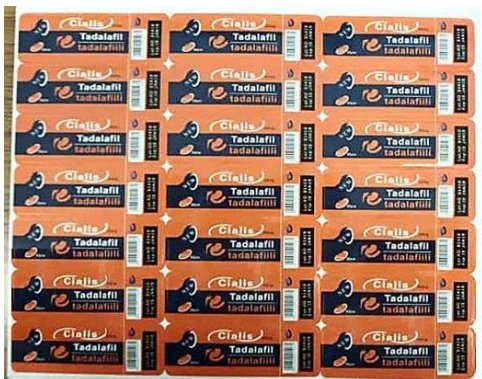
(1) ED 治療薬（錠剤）



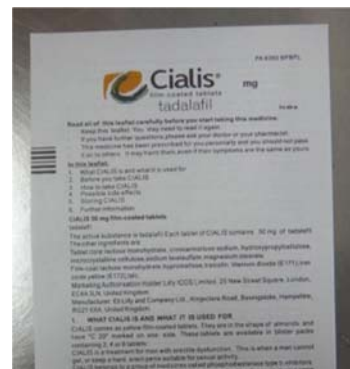
(2) ED 治療薬の包装容器



(3) ED 治療薬の包装容器用ラベルシール



(4) ED 治療薬に添付する説明書



(参考) 差止申立ての状況

- 平成 28 年末時点において税関が受理している輸入差止申立ての件数は 693 件で、前年に比べて 5.5%減少しました。
- 知的財産別では、商標権の申立てが 348 件（構成比 50.1%、前年比 9.4%増）、次いで著作権隣接権の申立てが 143 件（同 20.6%、同 31.2%減）、著作権の申立てが 95 件（同 13.7%、同 1.0%減）、意匠権の申立てが 88 件（同 12.7%、同 1.1%増）となっています。
- 輸出差止申立ての件数は、商標権 4 件となっています。

(注) 知的財産の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されようとする場合には、当該貨物について侵害物品かどうかを認定する手続きを執るべきことを、税関長に対し申し立てることができます。

(参考) 税関が受理している輸入差止申立ての例（写真は全て真正品）

株式会社湯山製作所 薬剤分包用ロールペーパー（特許権） 	株式会社コーセー 包装用容器（意匠権） 	株式会社タカラトミー コマおもちゃ用発射器具等（意匠権） 
株式会社ゴールドウイン 洋服類等（商標権） 	株式会社レベルファイブ 腕時計型玩具等（商標権） 	株式会社タマス 卓球用具等（商標権） 
ヨネックス株式会社 バドミントン用具等（商標権） 	マツダ株式会社 自動車の部品・附属品等（商標権） 	株式会社フェリシモ レインウェア等（商標権） 
株式会社村田製作所 コンデンサ等（商標権） 	日本テレビ放送網株式会社 DVD等（著作権） 	熊本県 畳表、いぐさ原草（育成者権） 

平成 28 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
中国	25,007	25,844	29,553	26,670	23,916	89.7%	91.9%
香港	720	1,053	1,369	1,227	717	58.4%	2.8%
韓国	274	328	422	494	427	86.4%	1.6%
フィリピン	326	214	281	392	270	68.9%	1.0%
シンガポール	21	346	121	58	203	350.0%	0.8%
タイ	85	84	105	123	155	126.0%	0.6%
米国	68	119	30	65	68	104.6%	0.3%
台湾	21	62	60	70	58	82.9%	0.2%
ベトナム	11	16	27	22	30	136.4%	0.1%
オランダ	0	0	0	12	30	250.0%	0.1%
その他の 国（地域）	74	69	92	141	160	113.5%	0.6%
合計	26,607	28,135	32,060	29,274	26,034	88.9%	100.0%

（注 1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注 2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 仕出国（地域）別輸入差止実績（点数）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
中国	979,047	507,997	728,136	527,509	373,735	70.8%	60.0%
香港	66,324	72,430	68,264	42,039	159,575	379.6%	25.6%
韓国	23,137	24,030	26,044	87,260	53,505	61.3%	8.6%
タイ	22,762	5,775	9,234	4,883	8,591	175.9%	1.4%
ウクライナ	0	0	0	0	7,879	全増	1.3%
台湾	13,673	5,719	1,374	4,707	4,544	96.5%	0.7%
米国	1,495	1,574	50,765	1,762	4,536	257.4%	0.7%
シンガポール	485	5,745	3,552	1,498	3,853	257.2%	0.6%
フィリピン	3,163	2,847	3,981	7,001	2,787	39.8%	0.4%
ベトナム	673	257	427	247	1,056	427.5%	0.2%
その他の 国（地域）	6,833	1,813	4,015	12,715	2,604	20.5%	0.4%
合計	1,117,592	628,187	895,792	689,621	622,665	90.3%	100.0%

（注１）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注２）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
特 許 権	3	2	1	5	61	1,220.0%	0.2%
	2,562	331	60	932	185,781	19,934%	29.8%
実 用 新 案 権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意 匠 権	79	43	40	36	87	241.7%	0.3%
	21,291	10,852	60,458	3,811	8,507	223.2%	1.4%
商 標 権	26,304	27,975	31,816	28,982	25,666	88.6%	98.2%
	1,012,538	599,142	825,297	656,853	409,279	62.3%	65.7%
著 作 権	322	383	527	323	312	96.6%	1.2%
	81,191	17,768	9,865	27,948	19,068	68.2%	3.1%
著 作 隣 接 権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育 成 者 権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違 反 物 品	2	19	86	50	9	18.0%	0.0%
	10	94	112	77	30	39.0%	0.0%
周 知 表 示 混 同 惹 起 品	2	3	0	0	0	—	—
	10	34	0	0	0	—	—
著 名 表 示 冒 用 品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
形 態 模 倣 品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
営 業 秘 密 侵 害 品	—	—	—	—	0	—	—
	—	—	—	—	0	—	—
技術的制限手段 無 効 化 装 置	0	16	86	50	9	18.0%	0.0%
	0	60	112	77	30	39.0%	0.0%
合 計	26,607	28,135	32,060	29,274	26,034	88.9%	100.0%
	1,117,592	628,187	895,792	689,621	622,665	90.3%	100.0%

(注 1) 1 事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(注 3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特 許 権：特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権：実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等の「形あるアイデア」

意 匠 権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商 標 権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著 作 権：創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」（著作隣接権と共に著作権法で保護）

著作隣接権：レコード会社により製作された「音楽 CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽 CD を取締り)」

回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育 成 者 権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

4. 品目別輸入差止実績（件数）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
バッグ類	13,843	13,693	11,988	11,463	10,727	93.6%	37.6%
携帯電話及び付属品	1,218	1,618	3,331	2,936	4,466	152.1%	15.6%
衣類	4,890	4,798	7,434	4,610	3,873	84.0%	13.6%
靴類	3,027	3,218	3,025	3,875	2,617	67.5%	9.2%
時計類	1,200	822	1,138	1,234	1,081	87.6%	3.8%
医薬品	465	736	1,104	1,030	812	78.8%	2.8%
キーケース類	1,170	737	660	799	762	95.4%	2.7%
コンピュータ製品	196	229	393	452	489	108.2%	1.7%
眼鏡類及び付属品	634	1,127	1,621	1,792	415	23.2%	1.5%
ベルト類	955	634	687	491	379	77.2%	1.3%
帽子類	220	258	421	473	373	78.9%	1.3%
身辺細貨類	523	335	938	673	335	49.8%	1.2%
自動車付属品	38	61	129	241	314	130.3%	1.1%
電気製品	922	645	599	335	241	71.9%	0.8%
布製品	73	53	256	257	229	89.1%	0.8%
その他の品目	1,319	1,837	1,621	1,912	1,439	75.3%	5.0%
合 計	26,607	28,135	32,060	29,274	26,034	88.9%	100.0%

（注 1） 1 事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注 2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績（点数）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
コンピュータ製品	30,015	13,250	23,741	10,407	195,152	1875.2%	31.3%
携帯電話及び付属品	62,921	89,701	111,942	83,937	74,783	89.1%	12.0%
医薬品	390,093	43,237	43,522	88,543	39,021	44.1%	6.3%
バッグ類	83,665	85,235	53,088	59,619	38,030	63.8%	6.1%
衣類	93,961	81,665	80,690	59,987	35,736	59.6%	5.7%
自動車付属品	4,086	5,005	5,524	17,471	25,200	144.2%	4.0%
電気製品	10,405	12,876	34,125	28,281	18,981	67.1%	3.0%
キーケース類	7,292	4,359	4,317	10,628	9,701	91.3%	1.6%
身辺細貨類	26,677	19,552	35,731	21,121	8,506	40.3%	1.4%
家庭用雑貨	2,793	7,673	1,649	6,764	7,595	112.3%	1.2%
帽子類	10,725	13,962	12,517	10,013	6,765	67.6%	1.1%
時計類	4,898	4,097	2,817	6,018	6,103	101.4%	1.0%
衣類付属品	12,913	7,464	6,882	9,696	5,989	61.8%	1.0%
運動用具	738	8,815	688	10,992	5,441	49.5%	0.9%
靴類	37,090	23,426	16,815	15,619	5,236	33.5%	0.8%
その他の品目	339,320	207,870	461,744	250,525	140,426	56.1%	22.6%
合計	1,117,592	628,187	895,792	689,621	622,665	90.3%	100.0%

（注）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
郵便物	24,852	26,416	30,389	27,378	24,305	88.8%	93.4%
	383,042	358,615	599,214	481,584	293,664	61.0%	47.2%
一般貨物	1,755	1,719	1,671	1,896	1,729	91.2%	6.6%
	734,550	269,572	296,578	208,037	329,001	158.1%	52.8%
合計	26,607	28,135	32,060	29,274	26,034	88.9%	100.0%
	1,117,592	628,187	895,792	689,621	622,665	90.3%	100.0%

7. 仕向国（地域）別輸出差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
韓国	2	0	0	1	2	200.0%	33.3%
	61	0	0	240	301	125.4%	2.6%
フィリピン	0	0	0	0	2	全増	33.3%
	0	0	0	0	15	全増	0.1%
中国	2	0	1	0	1	全増	16.7%
	1,524	0	863	0	11,342	全増	97.3%
マレーシア	0	0	0	0	1	全増	16.7%
	0	0	0	0	1	全増	0.0%
タンザニア	0	0	0	1	0	全減	—
	0	0	0	7	0	全減	—
タイ	0	0	1	0	0	—	—
	0	0	12	0	0	—	—
合計	4	0	2	2	6	300.0%	100.0%
	1,585	0	875	247	11,659	4720.2%	100.0%

（注）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

8. 知的財産別輸出差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
商標権	2	0	2	2	6	300.0%	100.0%
	61	0	875	247	11,659	4720.2%	100.0%
意匠権	2	0	0	0	0	—	—
	1,524	0	0	0	0	—	—
合計	4	0	2	2	6	300.0%	100.0%
	1,585	0	875	247	11,659	4720.2%	100.0%

（注）各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

税関では、各権利を侵害するものを輸出してはならない貨物として、取締りを行っています。

9. 品目別輸出差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
バッグ類	2	0	0	0	2	全増	28.6%
	60	0	0	0	10,827	全増	92.9%
運動用具	0	0	0	1	2	200.0%	28.6%
	0	0	0	240	301	125.4%	2.6%
家庭用雑貨	0	0	0	0	1	全増	14.3%
	0	0	0	0	516	全増	4.4%
自動車付属品	0	0	0	0	1	全増	14.3%
	0	0	0	0	10	全増	0.1%
布製品	0	0	0	0	1	全増	14.3%
	0	0	0	0	5	全増	0.0%
携帯電話及び付属品	0	0	0	1	0	全減	—
	0	0	0	6	0	全減	—
コンピュータ製品	0	0	0	1	0	全減	—
	0	0	0	1	0	全減	—
衣類付属品	0	0	1	0	0	—	—
	0	0	863	0	0	—	—
眼鏡類及び付属品	0	0	1	0	0	—	—
	0	0	12	0	0	—	—
電気製品	2	0	0	0	0	—	—
	1,524	0	0	0	0	—	—
キーケース類	1	0	0	0	0	—	—
	1	0	0	0	0	—	—
合計	4	0	2	2	6	300.0%	100.0%
	1,585	0	875	247	11,659	4720.2%	100.0%

（注 1） 1 事案で複数の品目を含んだものがある場合それぞれに計上するため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

（注 2） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(参考 1) 仕出国 (地域) 別輸入差止価額 (推計値)

	平成 27 年	平成 28 年	構成比
中国	約 114 億円	約 89 億円	77.9%
香港	約 13 億円	約 12 億円	10.7%
韓国	約 11 億円	約 6 億円	4.8%
タイ	約 1 億円	約 2 億円	1.6%
フィリピン	約 4 億円	約 2 億円	1.6%
その他の国 (地域)	約 4 億円	約 4 億円	3.3%
合計	約 147 億円	約 114 億円	100.0%

(注 1) 正規品であった場合の推計価額です。

(注 2) 本表は仕出国 (地域) ベースであり、原産国 (地域) を示すものではありません。

(注 3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(参考 2) 品目別輸入差止価額 (推計値)

	平成 27 年	平成 28 年	構成比
バッグ類	約 78 億円	約 60 億円	52.5%
携帯電話及び付属品	約 14 億円	約 16 億円	14.1%
時計類	約 15 億円	約 11 億円	9.4%
衣類	約 16 億円	約 9 億円	8.0%
身辺細貨類	約 8 億円	約 4 億円	3.5%
その他の品目	約 16 億円	約 14 億円	12.5%
合計	約 147 億円	約 114 億円	100.0%

(注 1) 正規品であった場合の推計価額です。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(参考3) 輸入差止申立て件数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比	新規
特 許 権	18	21	20	21	17	81.0%	2.4%	4
実 用 新 案 権	0	0	0	0	0	—	—	0
意 匠 権	73	77	82	87	88	101.1%	12.7%	21
商 標 権	213	247	275	318	348	109.4%	50.1%	75
著 作 権	91	96	96	96	95	99.0%	13.7%	6
著 作 隣 接 権	313	316	263	208	143	68.8%	20.6%	19
育 成 者 権	1	1	1	1	1	100%	0.1%	0
不正競争防止法 違 反 物 品	7	7	6	3	2	66.7%	0.3%	0
周 知 表 示 混 同 惹 起 品	6	5	1	0	0	—	—	0
著 名 表 示 冒 用 品	0	0	0	0	0	—	—	0
形 態 模 倣 品	0	0	0	0	0	—	—	0
営 業 秘 密 侵 害 品	—	—	—	—	0	—	—	0
技 術 的 制 限 手 段 無 効 化 装 置	1	2	5	3	2	66.7%	0.3%	0
合 計	715	764	742	733	693	94.5%	100.0%	125

(注1) 各年12月31日時点において有効な輸入差止申立て件数を示しています。

(注2) 「新規」は、新たに輸入差止申立て(権利・品名・侵害理由の追加申立てを含む。)が行われ、平成28年中に受理された件数を示しています。

(注3) 1件の申立てにつき複数の知的財産に係るものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注4) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注5) 不正競争防止法違反物品のうち営業秘密侵害品については、平成28年6月1日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを行っています。

(参考4) 輸出差止申立て件数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比	新規
特許権	1	1	1	1	0	全減	0.0%	0
商標権	2	3	3	4	4	100.0%	100.0%	0
合計	3	4	4	5	4	80.0%	100.0%	0

(注1) 各年12月31日時点において有効な輸出差止申立て件数を示しています。

(注2) 「新規」は、新たに輸出差止申立てが行われ、平成28年中に受理された件数を示しています。

(参考5) 旅客携帯品の任意放棄件数

(1) 知的財産別件数

左欄：件数
右欄：点数

	平成27年		平成28年		前年比	
商標権	989	33,369	1,014	25,220	102.5%	75.6%
著作権	66	1,122	29	1,159	43.9%	103.3%
意匠権	4	559	5	215	125.0%	38.5%
合計	1,059	35,050	1,048	26,594	99.0%	75.9%

(2) 仕出国（地域）別件数

左欄：件数
右欄：点数

	平成27年		平成28年		前年比	
中国	386	19,657	272	10,399	70.5%	52.9%
韓国	288	7,035	267	5,847	92.7%	83.1%
ベトナム	92	2,508	199	5,556	216.3%	221.5%
フィリピン	101	1,327	132	1,070	130.7%	80.6%
タイ	67	2,429	76	660	113.4%	27.2%
その他の国（地域）	125	2,094	102	3,062	81.6%	146.2%

(3) 品目別件数

左欄：件数
右欄：点数

	平成 27 年		平成 28 年		前年比	
バッグ類	670	4,586	666	3,697	99.4%	80.6%
衣類	245	3,937	281	7,256	114.7%	184.3%
靴類	95	548	154	597	162.1%	108.9%
ベルト類	112	279	136	357	121.4%	128.0%
時計及び時計部品	103	401	120	420	116.5%	104.7%
身辺細貨類	76	9,597	71	1,577	93.4%	16.4%
その他の品目	379	15,702	325	12,690	85.8%	80.8%

(注) 品目別の件数について、1 旅客が複数の品目に係る物品を任意放棄したときは、それぞれの品目に計上しています。

(参考 6) 簡素化手続の実施状況

	平成 27 年	平成 28 年	前年比	構成比
認定手続開始件数	33,148	29,880	90.1%	100.0%
通常手続	3,788	2,516	66.4%	8.4%
簡素化手続	29,360	27,364	93.2%	91.6%
争う旨の申出	3,762	3,796	100.9%	12.7%

(注) 「簡素化手続」とは、特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密侵害品を除く知的財産に係る輸入差止申立てを対象として、対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するか否かについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定する手続をいいます。

（参考 7）専門委員意見照会件数

専門委員意見照会は、税関が差止申立ての審査の際や認定手続において知的財産を侵害しているか否かの判断が難しい等の場合に、弁護士、弁理士、学者などの学識経験者を専門委員として委嘱し、意見を求めるために実施するものです。

（1）知的財産別件数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比
特許権	2	3	7	3	3	100.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	—
意匠権	4	1	3	2	0	全減
商標権	0	2	0	1	2	200.0%
著作権	0	0	0	0	0	—
著作隣接権	0	0	0	0	0	—
育成者権	0	0	0	0	0	—
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	—
合計	6	6	10	6	5	83.3%

（2）処理別件数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比
受理	5	3	1	5	2	40%
一部受理	0	0	0	0	0	—
不受理	1	1	3	0	0	—
保留	0	1	0	0	2	全増
（差止申立て取下げ）	(0)	(1)	(6)	(1)	(0)	全減
該当認定	0	0	0	0	1	全増
非該当認定	0	0	0	0	0	—
合計	6	6	10	6	5	83.3%

（注 1）「受理」、「一部受理」、「不受理」、「保留」は差止申立てに係る意見照会、「該当認定」、「非該当認定」は認定手続に係る意見照会の処理です。

（注 2）専門委員意見照会件数の各年への計上は、「受理」、「一部受理」、「不受理」、「保留」、「該当認定」、「非該当認定」を税関が決定した日（意見照会の中止等による取下げの場合は取下日）を基準としています。

（注 3）「保留」は、差止申立てに関し、当事者が特許権侵害の有無について争っている等の場合に、裁判所等の判断が出るまで申立ての受理・不受理を保留したものです。

(参考 8) 告発処分・通告処分件数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比
告発処分	16	16	16	11	7	63.6%
通告処分	46	43	34	43	27	62.8%
合計	62	59	50	54	34	63.0%

(注 1) 知的財産侵害物品を輸出又は輸入した者については、「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科」されることがあります。(関税法第108条の4、第109条)

(注 2) 犯則行為の情状が罰金相当であるときは、直ちに告発を行なうことなく通告処分(税関長の行政処分)を行なうこととされています。